

I [关于印发《涉外企业联合税务审计工作规程》的通知](#)

【发布单位】国家税务总局
【发布文号】国税发〔2007〕第 35 号
【发布日期】2007-03-27
【实施日期】2007-03-27
【提 示】该规程对税务部门在实施外商投资企业 and 外国企业联合税务审计工作中，审计对象的选择与确定、案头准备、现场实施、审计结束及后续管理等环节的操作进行了规定。
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.js-n-tax.gov.cn/Page/StatuteDetail.aspx?StatutelD=7525>

I [「涉外企業聯合稅務會計監查作業規程」の配布に関する通知](#)

【発布機関】国家税務総局
【発布番号】国税発[2007]第 35 号
【発 布 日】2007-03-27
【施 行 日】2007-03-27
【コメント】本規程は税務部門が外商投資企業と外国企業の聯合稅務會計監查作業を行う際の、會計監查の対象の選択や確定、事前準備、現場における実施、會計監查の終了および事後管理等の各段階における操作につき規定している。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.js-n-tax.gov.cn/Page/StatuteDetail.aspx?StatutelD=7525>

I [关于外商投资企业和外国企业取得政府补助有关所得税处理问题的批复](#)

【发布单位】国家税务总局
【发布文号】国税函〔2007〕第 408 号
【发布日期】2007-04-05
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.js-n-tax.gov.cn/Page/StatuteDetail.aspx?StatutelD=7565>

I [外商投資企業と外国企業の政府補助の取得に関連する所得税処理問題に関する回答](#)

【発布機関】国家税務総局
【発布番号】国税函[2007]第 408 号
【発 布 日】2007-04-05
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.js-n-tax.gov.cn/Page/StatuteDetail.aspx?StatutelD=7565>

I [关于进一步规范中外合作办学秩序的通知](#)

【发布单位】教育部
【发布文号】教外综〔2007〕14 号
【发布日期】2007-04-06
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.moe.edu.cn/edoas/website18/level3.jsp?tablename=603&infolid=27357>

I [中外合作の学校設立秩序の更なる規範化に関する通知](#)

【発布機関】教育部
【発布番号】教外綜[2007]14 号
【発 布 日】2007-04-06
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.moe.edu.cn/edoas/website18/level3.jsp?tablename=603&infolid=27357>

I [关于坚决贯彻执行差别电价政策禁止自行出台优惠电价的通知](#)

【发布单位】国家发展和改革委员会、国家电力监管委员会
【发布文号】发改价格〔2007〕773 号
【发布日期】2007-04-09
【提 示】该通知重申，对电解铝、铁合金、电石、烧碱、水泥、钢铁、黄磷、锌冶炼 8 个高耗能行业实行差别电价政策，各地一律不得自行对高耗能企业实行优惠电价，已经实行优惠电价的要立即停止执行。
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/2007tongzhi/20070416_129711.htm

I [差別的電力價格政策の執行を徹底し、独自に優遇的電力價格を設定することの禁止に関する通知](#)

【発布機関】国家發展と改革委員会、国家電力監督管理委員会
【発布番号】发改價格[2007]773 号
【発 布 日】2007-04-09
【コメント】本通知は、電解アルミニウム、鉄合金、カーバイド、カセイソーダ、コンクリート、鋼鉄、黄リン、亜鉛の精錬の8つの高消耗エネルギー業種に対して差別的電力價格政策を実施し、各地が独自に高消耗エネルギー企業に対し電力價格の優遇を与えることを一律に禁止し、既に電力價格の優遇を実行している場合、直ちに停止する必要があることについて再度確認した。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/2007tongzhi/20070416_129711.htm

I 关于局属检验检疫机构业务分工调整的通告

【发布单位】上海出入境检验检疫局
【发布文号】上海出入境检验检疫局 2007 年第 2 号通告
【发布日期】2007-04-09
【实施日期】2007-05-01
【相关法令全文】请点击以下网址查看：
上海出入境检验检疫局关于局属检验检疫机构业务分工调整的通告
<http://www.shciq.gov.cn/templates/detail.jsp?id=3816>
上海出入境检验检疫局局属机构业务分工调整内容
<http://www.shciq.gov.cn/templates/detail.jsp?id=3815>

I 环境信息公开办法（试行）

【发布单位】国家环境保护总局
【发布文号】国家环境保护总局令第 35 号
【发布日期】2007-04-11
【实施日期】2008-05-01
【提 示】根据该办法：
n 环保部门应当在职责权限范围内向社会主动公开有关政府环境信息，公民、法人和其他组织可以向环保部门申请获取政府环境信息。
n 国家鼓励企业自愿公开有关企业环境信息，对自愿公开企业环境信息、且模范遵守环保法律法规的企业，环保部门可以给予公开表彰、优先安排环保专项资金项目、优先推荐清洁生产示范项目或者其他国家提供资金补助的示范项目等奖励。
n 列入污染物排放超过国家或者地方排放标准、或者污染物排放总量超过地方人民政府核定的排放总量控制指标的污染严重的企业名单的企业，应当在所在地主要媒体上向社会公开有关企业环境信息，并将该等环境信息报所在地环保部门备案。
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.zhb.gov.cn/info/gw/juling/200704/t20070420_102967.htm

I 局属検査検疫機構業務の分業の調整に関する通知

【発布機関】上海出入国検査検疫局
【発布番号】上海出入国検査検疫局 2007 年第 2 号通告
【発布日】2007-04-09
【施行日】2007-05-01
【関連する法令全文】下記の URL をクリックしてください。
上海出入国検査検疫局の局属検査検疫機構業務の分業調整に関するの通告
<http://www.shciq.gov.cn/templates/detail.jsp?id=3816>
上海出入国検査検疫局の局属検査検疫機構業務の分業調整内容について
<http://www.shciq.gov.cn/templates/detail.jsp?id=3815>

I 環境情報公開弁法（試行）

【発布機関】国家環境保護総局
【発布番号】国家環境保護総局令第 35 号
【発布日】2007-04-11
【施行日】2008-05-01
【コメント】本弁法によると次の通りである。
n 環境保護部門は職権の範囲内で社会に向けて積極的に関連政府の環境情報を公開し、公民、法人とその他の組織は環境保護部門に対し政府の環境情報の取得を申請できる。
n 国家は、企業が自ら進んで関連する企業の環境情報を公開することを奨励し、自ら進んで企業の環境情報を公開し、かつ、環境保護の法律・法規を遵守している模範的企业に対し、環境保護部門は公開の表彰を行い、優先的に環境保護個別資金プロジェクトを割り当て、優先的に清潔生産模範プロジェクトまたは他国が資金補助を提供する模範プロジェクトなどに推薦する等の奨励を与える。
n 汚染物排出量が国家または地域の排出量標準を超過しているか、あるいは、汚染物の排出総量が地方人民政府が定める排出総量抑制指標を超過している、重大汚染企業名簿に記載されている企業は、所在地の主要なメディアにおいて社会向け企業の環境情報を公開し、またこれらの環境情報を所在地の環境保護部門に申告しなければならない。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.zhb.gov.cn/info/gw/juling/200704/t20070420_102967.htm

I 关于审理企业破产案件指定管理人的规定

【发布单位】最高人民法院

【发布文号】法释（2007）8号

【发布日期】2007-04-12

【实施日期】2007-06-01

【提示】根据该规定，人民法院审理企业破产案件应当指定管理人，管理人通常应当从高级人民法院（或中级人民法院）编制的管理人名册中指定；符合企业破产法规定条件的律师事务所等专业中介机构及其专业人员，可以编入管理人名册，可以成为企业破产案件的管理人。

【相关法令全文】请点击以下网址查看：

最高人民法院关于审理企业破产案件指定管理人的规定

<http://www.court.gov.cn/lawdata/explain/civil/200704170009.htm>

企业破产法

http://www.gov.cn/ziliao/flfg/2006-08/28/content_371296.htm

I 企業破産案件の管理人の指定に関する規定

【発布機関】最高人民法院

【発布番号】法釈[2007]8号

【発布日】2007-04-12

【施行日】2007-06-01

【コメント】本規定によると、人民法院が企業破産案件を審理する際、管理人を指定せねばならず、管理人は通常、高級人民法院（あるいは中級人民法院）が作成した管理人名簿の中から指定することになる。企業破産法の規定する条件に該当する弁護士事務所等の専門仲介機構および専門人員は、管理人名簿に記載され、企業破産案件の管理人となることができる。

【関連する法令全文】下記のURLをクリックしてください。企業破産案件の管理人の指定に関する最高人民法院の規定

<http://www.court.gov.cn/lawdata/explain/civil/200704170009.htm>

企業破産法

http://www.gov.cn/ziliao/flfg/2006-08/28/content_371296.htm

I 关于审理企业破产案件确定管理人报酬的规定

【发布单位】最高人民法院

【发布文号】法释（2007）9号

【发布日期】2007-04-12

【实施日期】2007-06-01

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.court.gov.cn/lawdata/explain/civil/200704170011.htm>

I 企業破産案件審理の管理人の報酬の確定に関する規定

【発布機関】最高人民法院

【発布番号】法釈[2007]9号

【発布日】2007-04-12

【施行日】2007-06-01

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。

<http://www.court.gov.cn/lawdata/explain/civil/200704170011.htm>

I 关于加强加工贸易管理有关问题的通知

【发布单位】商务部

【发布文号】商产发（2007）133号

【发布日期】2007-04-12

【提示】根据该通知：

n 各级商务部门将加强加工贸易企业经营状况及生产能力核查，并将环保、能耗、用工、设备水平等指标纳入核查范围。

n 自2007年07月01日起，加工贸易企业申请保税进口料件内销的，应向原出具《加工贸易业务批准证》的商务主管部门申请。但内销商品涉及配额、许可证等特殊管理措施的，仍须报省级商务主管部门或商务部审批。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/zwgk/2007-04/17/content_585292.htm

I 加工貿易の管理強化に関連する諸問題に関する通知

【発布機関】商務部

【発布番号】商産発[2007]133号

【発布日】2007-04-12

【コメント】この通知によると次の通りである。

n 各級の商務部門は加工貿易企業の経営状況および生産能力の査定を強化し、環境保全、エネルギー消費、設備水準等の指標を査定範囲に追加する。

n 2007年7月1日より、加工貿易企業が保税輸入原材料の国内販売を申請する場合は、「加工貿易業務批准証」を発行した商務主管部門に向けて申請するようになる。但し、国内販売商品で配当や許可証などの特殊管理措置に関係するものは、依然として、省級の商務主管部門あるいは商務部の審査・批准が必要である。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。

http://www.gov.cn/zwgk/2007-04/17/content_585292.htm

I 中华人民共和国海关进出境印刷品及音像制品监管办法

【发布单位】海关总署

【发布文号】海关总署第 161 号令

【发布日期】2007-04-18

【实施日期】2007-06-01

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.customs.gov.cn/YWStaticPage/419/58adbbe5.htm>

【注】

- Y 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- Y 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

I 上海首家劳动争议仲裁院在浦东成立

2007年04月18日，上海市首家劳动争议仲裁院——上海市浦东新区劳动争议仲裁院在浦东新区市民中心成立。这是上海市劳动争议仲裁机构实体化建设进程中的重要一步。

同时，浦东新区将借此推进政府、工会和企业三方共同参与劳动争议案件处理的制度架构，发挥工会和企业代表在劳动争议案件处理中的作用，并进一步加强劳动争议调解体系建设等。

据了解，除上海市以外，天津市、安徽省、沈阳市等省市已有设立劳动争议仲裁院的先例。

（摘自 2007 年 04 月 18 日上海市劳动保障服务网）

I 中華人民共和國税関の印刷品及び録音・録画製品の輸出入管理弁法

【発布機関】関税総署

【発布番号】関税総署第 161 号令

【発布日】2007-04-18

【施行日】2007-06-01

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.customs.gov.cn/YWStaticPage/419/58adbbe5.htm>

【注】

- Y 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- Y ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新情報

I 上海初の労働争議仲裁院が浦東に設立された

2007年4月18日、上海市初の労働争議仲裁院——上海市浦东新区労働争議仲裁院が浦东新区市民センター内に設立された。これは上海市労働争議仲裁機構を实体化し建設する過程における重要な一歩である。

同時に、浦东新区はこれに機に、政府、労働組合および企業の三者が共同で労働争議案件処理に参加する制度枠組みを推進し、労働組合と企業代表の労働争議案件処理における作用を発揮させ、併せて労働争議の調停体系の確立等を更に強化する見込み。

了解しているところでは、上海市以外にも、天津市、安徽省、沈陽市等の省と市には既に労働争議仲裁院の設立の先例がある。

（2007年4月18日付けの上海市労働保障服務網より抜粋）

I 中国商业特许经营的发展现状、法律体系和展望

n 发展现状

中国现代商业特许经营（以下简称“特许经营”）以 1987 年肯德基快餐店在北京开业为起点，已经过近 20 年的发展。根据 2006 年欧洲特许经营联盟（EFF）的特许经营行业分类，目前，中国的特许经营已覆盖了该分类的所有 13 大类别，只在办公、商务供应与服务这一大类中的人力资源服务、税收、保险、会计、广告等方面仍为空白。与其他国家的特许经营相比，中国的特许经营从发展伊始就实行第二代特许经营方式，强调以“商标、经营技术和店铺设计”等知识产权为核心的许可，起步于第三产业中的餐饮业和服务业，并逐渐向多业态、多行业领域拓展。

n 法律体系

2007 年 05 月 01 日，国务院颁布的《商业特许经营管理条例》（以下称“《管理条例》”）将实施。届时，中国将形成以《管理条例》、《外商投资商业领域管理办法》（2004 年 06 月 01 日实施）和《商业特许经营管理办法》（2005 年 02 月 01 日实施）为主体，以《民法通则》、《合同法》、《专利法》和《商标法》等为补充的特许经营法律体系。

在中国现今的市场环境下，特许人总体上处于强势地位，历年来出现的特许经营纠纷案件，基本上由特许人的不规范操作甚至欺诈行为所引发，因此，《管理条例》沿袭了《商业特许经营管理办法》的思路，侧重于对特许人的规范和对被特许人的保护，例如：

- 在明确特许经营属于民事合同行为的基础上，针对特许人确立了准入条件、信息披露制度、备案制度等（第七条至第十条），并规定了相应的行政法律责任，而对被许可人则没有类似规定；
- 规定被许可人在特许经营合同订立后一定期限内可以单方解除合同（第十二条），并规定特许经营合同约定的特许经营期限不得少于 3 年，但是被特许人同意的除外（第十三条）。

《管理条例》没有规定特许经营活动的民事责任。律师认为，这主要是考虑到《民法通则》、《合同法》等民事法律已经对民事责任的承担进行了规定，特许经营活动中的民事责任可以通过民事法律来解决。

此外，根据《商业特许经营管理办法》和《外商投资商业领域管理办法》等的规定，外商投资特许经营事业仍然要受《外商投资产业指导目录》的规范，以及符合商务主管部门等在前置审批等

I 中国商業特許經營の発展の現状、法律体系およびその展望

n 発展の現状

中国の商業特許經營（以下「特許經營」という）は 1987 年のケンタッキー（中国 KFC）ファーストフード店の北京における開業を起点として、これまで既に 20 年近くにわたり発展してきた。2006 年にヨーロッパフランチャイズ連盟（EFF）が行った特許經營業種の分類によると、現時点で中国の特許經營は既に当該分類中の 13 種目を網羅しており、ただ「オフィス業務、商務の供給とサービス」という種目の中の「人的資源サービス、税収、保険、会計、公告」等の方面が以前として空白のみである。その他の国の特許經營と比較するに、中国の特許經營は最初の段階からすぐに次世代の特許經營方式を実行し、「商標、經營技術および店舗設計」等の知的財産権を核心とした許可を強調し、第三産業の中の飲食サービス業を皮切りとし、徐々に複数の業態に範囲を広げ、様々な業種の領域へと開拓発展してきた。

n 法律体系

2007 年 5 月 1 日より、国务院が公布した「商業特許經營管理条例」（以下「管理条例」という）が施行される。このときを待って、中国は「管理条例」、「外商投資商業領域管理弁法」（2004 年 6 月 1 日付で施行）および「商業特許經營管理弁法」（2005 年 2 月 1 日付で施行）を主体とし、「民法通則」、「契約法」、「特許法」および「商標法」などを補足とする特許經營法律体系を形成することになる。

中国の現時点での市場環境のもとでは、フランチャイザーが総合的には強者の地位にあり、ここ数年出現した特許經營がらみの紛争案件は、基本的にはフランチャイザーの非規範的な操作、甚だしくはその詐欺行為に起因しており、この為、本「管理条例」は「商業特許經營管理弁法」の構想を踏襲して、フランチャイザーに対する規制とフランチャイジーに対する保護に重きを置いている。例えば次のとおり。

- 特許經營は民事契約行為にあたることを明確にした基礎の上、フランチャイザーに対し参入条件、情報公開制度、申告制度等（第七条から第十条）を設定し、またこれらに対応する、行政法律責任を規定しているが、フランチャイジーに対しては同様の規定はされていない。
- 「フランチャイジーは特許經營契約の締結後の一定期間内一方的に契約を解除することができる」と規定し（第十二条）、また「特許經營契約の約定する特許經營期限は 3 年を下回ってはならない、但しフランチャイジーが同意するときを除く」（第十三条）と規定する。

「管理条例」は特許經營活動の民事責任を規定していない。これは主に「民法通則」、「契約法」等の民事法律が既に特許經營活動の民事責任につき規定していることを考慮したのであり、特許經營活動中の民事責任は民事法律を通して解決できると弁護士は認識

方面的限制性要求。

n 展望

律师认为，中国的特许经营事业正处于迅速发展的阶段，随着未来中国消费结构和消费热点的变化，特许经营的发展空间将更为广阔。目前，中国的特许经营法律体系还有待继续完善，例如，在特许经营的行业性规范和地方性规范上需要进一步细化，在特许经营的知识产权保护、反垄断等方面也需要进一步研究，以便为中国的特许经营事业发展提供更有力的保障。

备注：

查看相关法规的全文内容，请分别点击以下网址：
商业特许经营管理条例

http://www.gov.cn/ziliao/fffg/2007-02/14/content_527299.htm

商业特许经营管理办法

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/difang/yunnan/200611/20061103871157.html>

（里兆律师事务所 2007 年 04 月 20 日整理编写）

している。

この外、「商業特許経営管理弁法」や「外商投資商業領域管理弁法」等の規定によると、外商投資特許経営事業は依然として「外商投資産業指導目録」による規範を受け、また商務主管部門等の事前の審査・批准等の方面の制限的要求を受ける。

n 展望

中国の特許経営事業は急速な発展段階にあり、将来の中国の消費構造と消費ブームの変化に伴い、特許経営の発展の空間は更に広がることだろう。現在の特許経営法律体系は引続き改善されることが期待され、例えば、特許経営の業種別規範と地方別規範は今一步詳細化が必用だし、特許経営の知的財産権の保護、反独占等の方面についても今一步研究が必要であり、これらは中国の特許経営事業の発展のため、更にたしかな保障を与えることになるだろうと弁護士は認識している。

備考：

関連する法規の全文を参照するには下記の URL をそれぞれクリックしてください。

商業特許経営管理条例

http://www.gov.cn/ziliao/fffg/2007-02/14/content_527299.htm

商業特許経営管理弁法

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/difang/yunnan/200611/20061103871157.html>

（里兆法律事務所が 2007 年 4 月 20 日付けで作成）